簡易裁判所における
交通事故訴訟と和解の実務

著　山本　正名（元簡易裁判所判事）

新日本法規

従い、個々の損害項目（「損害費目」ともいう。）ごとの損害額を合算し（「個別損害積上げ方式」という。）、更に弁護士費用を加えた金額になる。

民事訴訟におけるこの請求金額を「訴額（訴訟物の価額）」というが、この価額を基に、どこの裁判所に損害賠償請求の訴訟を提起するかが定まる。

なお、損害賠償請求には消滅時効期間があるので、注意を要する（**第６章第３**（本書247頁参照））。

<table>
<tr><th>誰　が
（請求者）</th><th>誰　に
（請求の相手）</th><th>いくら請求か
（訴額）</th><th>訴訟提起先
（第1審裁判所）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1 被害者本人
（民法709条・715条、自賠法3条・16条）
2 被害者の親族
（民法711条）
3 保険会社
（保険法25条）</td><td rowspan="3">①加害者本人
（民法709条・711条、保険法25条）
②加害者の使用者
（民法715条）
③運行供用者
（自賠法3条）
④保険会社
（自賠法16条）</td><td>60万円以下</td><td>簡易裁判所
（少額訴訟か通常訴訟）</td></tr>
<tr><td>140万円以下</td><td>簡易裁判所
（通常訴訟）</td></tr>
<tr><td>140万円超過</td><td>地方裁判所
（通常訴訟）</td></tr>
</table>

第２　簡易裁判所の手続

簡易裁判所に交通事故による損害賠償請求訴訟を起こす場合には、その主戦場となる簡易裁判所の制度と特性、手続と運用（プラクティス）を理解しておかなければならない。

基本的な民事訴訟の手続は地方裁判所と同様であるが、簡易裁判所の制度理念と特性への理解がなければ、訴訟は重厚長大化し、制度的

な跋行を招きかねない。この理念と特性にふさわしい事件かどうかの選別が重要であり、簡易裁判所には、それにふさわしい事件が審理されることが望ましい。

地方裁判所の小型版が簡易裁判所であり、訴額だけで区別され、民事訴訟手続は同一と理解している人も多いが、重要な違いもある。受訴裁判所として簡易裁判所を選択する場合、事件内容に見合った適正・迅速な裁判を実現するためには、簡易裁判所と利用者との間で、制度・手続・運用について共通の認識を持つことが重要である。

１　簡易裁判所の二面性

簡易裁判所は、戦後創設されたものであるが、二つの役割・機能を持つと考えられている（竹下守夫「簡易裁判所の再配置の必要性と民事司法」ジュリスト871号（1986年）34頁）。

第1に、簡易裁判所は、第1審の裁判権を地方裁判所と分担する裁判所として、比較的少額の事件を扱う役割・機能を有している。以前は訴訟の目的の価額（訴額）が90万円以下の事件を分担していたが、平成16年〔2004年〕4月からは訴額が引き上げられ、現在は、訴額140万円以下の事件が管轄とされ、それを超える事件が地方裁判所の管轄になっている（裁判所法33条1項1号）。

第2は、国民に利用しやすく分かりやすい裁判所として、少額事件を簡易な手続で迅速に解決を図る役割・機能である（三ヶ月章「小額裁判の理想型－日本国における簡易裁判所の経験に照らして－」判例タイムズ375号（1979年）14頁）。簡易裁判所の民事訴訟では、主に業者事件（貸金、立替金、求償金等の請求事件）や、一般市民の一方又は双方が日常生活上の少額の紛争で争う市民間訴訟事件（貸金、家屋明渡等）が伝統的な事件類型となっている。いずれも法律知識に十分でない者でも、簡

易な手続で迅速に解決できるように手続的に工夫されている点に特徴がある。

２　簡易裁判所民事訴訟の特色

(1)　訴訟手続に関する特則

前記１の第2の役割・機能を高めるために、民訴法には、特別に、「簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」（民訴法270条以下）が定められている（青柳馨「簡易裁判所」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系－理論と実務－第3巻』（青林書院・1997年）379頁）。その大半は、平成8年〔1996年〕の民訴法改正前の規定を引き継いだものであるが、現在の「特則」の内容は、次表のとおりとなっている。

<table>
<tr><th colspan="3">簡易裁判所の民事訴訟手続</th></tr>
<tr><td rowspan="3">目的</td><td rowspan="2">1　少額の民事訴訟を扱う</td><td>通常訴訟　訴額140万円以下（裁判所法33条1項）</td></tr>
<tr><td>少額訴訟　訴額60万円以下（民訴法368条以下）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　簡易な手続による迅速な紛争解決を目的とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">簡易裁判所の訴訟手続に関する特則
（民訴法270条以下）</td><td colspan="2">①訴え提起前の和解（民訴法275条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②口頭による訴えの提起（民訴法271条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">③任意の出頭による訴えの提起（民訴法273条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④訴状記載の簡易化（民訴法272条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤準備書面の省略（民訴法276条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥司法委員の補助
㋐和解の勧試（民訴法279条1項）
㋑審理上の意見聴取（民訴法279条1項）
㋒証人等に対する発問（民訴規172条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦続行期日における陳述擬制の拡張（民訴法277条）</td></tr>
</table>

	⑧反訴提起に基づく移送（民訴法274条）
	⑨尋問等に代わる書面の提出（民訴法278条）
	⑩証人等調書の省略（民訴規170条）
	⑪和解に代わる決定（民訴法275条の2）
	⑫判決書の記載事項の簡素化（民訴法280条）

この特則では、法律知識が十分でなくても訴訟が遂行できるように、口頭申出（書面省略）を認め（②、③、⑤）、訴状の記載事項を簡素化している（④）。また、審理の能率性を考慮して、続行期日に欠席しても準備書面の陳述擬制を認め（⑦）、反訴提起に伴う地方裁判所への移送も可能としている（⑧）。訴訟手続では、市民の良識と感覚を反映させるため、司法委員が審理に関与して和解の補助をし、意見聴取ができるようにしている（⑥）。

証拠調べ手続では、証人・本人の尋問等に代えて書面の提出を認め（⑨）、また、その陳述等の調書記載を省略している（⑩）。判決書も簡潔記載で足りるとしている（⑫、簡裁判決研究に掲載の簡略判決モデル案等）。

さらに平成16年〔2004年〕に「⑪和解に代わる決定」が追加されたが、これは、金銭支払請求事件で当事者間に争いがない場合に、判決によらずに、実情に応じて一括又は分割払を命ずることができるようにしたもので、迅速な紛争解決に役立っている。

以上の特則手続は、法律知識が十分でない市民のために、裁判所を利用しやすいように、通常の厳格な訴訟手続を簡易化し迅速に紛争解決ができるように、特別の規定を置いたものと考えられる。この趣旨からすれば、例えば前記⑦の続行期日における陳述擬制等については、これを代理人弁護士が積極的に活用することは、制度の趣旨からは外れるといえよう。むしろ本則に立ち返り、電話会議方式等による弁論

をめぐって非難と応酬が続いてしまう。

民事訴訟上のこうした準備書面の記載が直ちに名誉毀損で違法と評価されることにはならないが（東京高判平成16・2・25判時1856号99頁等）、弁護士倫理上の問題はあるし（弁護士職務基本規程6条、森際康友『法曹の倫理』（名古屋大学出版会・2011年）139頁、高中正彦『法曹倫理』（民事法研究会・2013年）292頁「相手方に対する配慮義務」）、訴訟は本来の争点から外れ、円滑な進行が阻害されてしまう。

訴訟といえども、無用な紛争拡大は避けるのが作法であり、感情的な対立・表現は避け、どこか最後は和解解決の余地を残した方がよいと考えるのがプロである（春日・和解技術81頁「和解の心構え」）。準備書面に人格攻撃的な表現記載があれば、裁判官も適切な訴訟指揮で注意はするであろうが、倫理的な節度と品格が求められるところである。

第４　交通事故訴訟の審理

１　管轄裁判所の選択

交通事故訴訟の事件は、前記第１の２のとおり、訴訟物の価額（訴額）により、簡易裁判所か地方裁判所に配分される（これを「事物管轄」という。）。具体的にどの地域の裁判所で審理するかは、更に「土地管轄」で定まり、事情によっては変更されることもある。

(1)　事物管轄

交通事故訴訟の事物管轄の詳細を示せば、次のとおりである。

簡易裁判所	地方裁判所
１　訴額が140万円以下の請求事件は、簡易裁判所の管轄に属する（裁判所法33条）。	１　訴額が140万円を超える請求事件は、地方裁判所の管轄に属する（裁判所法24

2　物損事故の多くは簡易裁判所で審理される。人損事故でも簡易裁判所で審理されることがあるが、争点が複雑で、多数の証人尋問が予想される事件は、地方裁判所に移送されることもある。 3　訴額が60万円以下の請求事件は、簡易裁判所の少額訴訟（民訴法368条）の手続によることもできる。ただし、この手続は1期日審理を原則とするので（民訴法370条）、争点が多く容易に立証できない内容の事件では、通常の訴訟手続に移行する（民訴法373条）場合が多い。	条）。 2　簡易裁判所の管轄に属する事件でも、争点が多く審理が複雑困難なものは、地方裁判所で審理されることもある（民訴法16条2項本文）（これを「自庁処理」という。）。

地方裁判所の審理が「厳格な理論と精密な審理（弁論主義、人証調べ、詳細な判決等）」を特徴としているのに対し、簡易裁判所は「簡易な手続で迅速な処理」を目的としている。

訴訟制度を利用する上では、その目的と要件、機能の面から、事案に即した最適な裁判所を選択することが肝要とされる。

(2)　土地管轄

交通事故訴訟は、原則として、被告の普通裁判籍の所在地（被告の住所地）を管轄する裁判所の管轄に属する（民訴法4条1項・2項）。このほかに、債務の履行地（被害者（原告）の住所地（民訴法5条1号））、不法行為地・交通事故の場所（民訴法5条9号）を管轄する裁判所にも管轄権がある。

(3)　移　送

ア　遅滞を避ける等のための移送

当事者尋問や証人尋問の必要度が高い事件では、訴訟遅滞の回避、当事者間の衡平を図るため、申立て又は職権により移送されることもあるので（民訴法17条）、訴訟提起先には留意する必要がある。

イ　裁量移送

簡易裁判所では、「相当と認めるとき」は、申立て又は職権により、その所在地を管轄する地方裁判所へ移送することができる（民訴法18条）。

「相当と認めるとき」とは、簡易・迅速な紛争解決を目的とし、単独体の簡易裁判所裁判官が行う訴訟手続になじむ事件か否かが判断基準となる（加藤新太郎『簡裁民事事件の考え方と実務〔第4版〕』（民事法研究会・2011年）51頁）。

その対象としては、少額の訴訟ではあるが、①争点が複雑多岐にわたり争点整理・法解釈等に困難を極める事件、②多数の証人尋問や鑑定、通訳を必要とする事件、③医療過誤等の特殊損害賠償事件、④行政処分の効力、国家賠償請求に関する事件等が考えられる。

移送の時期については、主張の概略が出揃った段階で、事件の性質、争点の内容、審理の経緯、今後の証拠調べの見通し等を考慮し、早めに、移送するか否かを判断するのが望ましいとされる。争点整理が終わって人証調べの直前になってからの移送では、地方裁判所で争点整理のやり直しが必要になる場合もあり、当事者には二重の手間をかけることになる。

この移送とは別に、一方当事者から申立てがあり、相手方の同意があるときは、その地方裁判所に必要的に移送される（民訴法19条）。

事件の性質、争点の内容、今後の審理状況、当事者の意向等を考慮し早期に最も適切な審理裁判所を選択・決定することが望まれる。

２　簡易裁判所における交通事故訴訟の留意点

(1)　証人等陳述の調書記載の省略

簡易裁判所では、証人・本人の尋問が行われた場合には、その尋問

と陳述の調書記載を省略する扱い（民訴規170条）が実務上原則化されている。調書記載を省略する場合には、あらかじめ訴訟関係人にその趣旨を説明し、了解を得て省略許可をするのが通例とされているが、この事件で控訴する場合には、当該尋問等の録音データを当事者の方で反訳書面にして控訴審に提出する扱いとなっているので、あらかじめ、この点も踏まえて訴訟提起先を考慮することが望ましい。

(2)　複雑困難な事件の地方裁判所への訴訟提起

管轄違いの場合、管轄裁判所に移送されるが（民訴法16条1項）、地方裁判所は、管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する事件を自庁処理できる（民訴法16条2項）。

この自庁処理に関し、過払金返還訴訟で簡易裁判所に専属的合意管轄の合意がある場合に地方裁判所で自庁処理をすることの当否が争われた事案について、最高裁判所は、平成20年〔2008年〕に、決定で次のように判断した。

★最決平成20・7・18民集62巻7号2013頁、判時2021号41頁、判タ1280号118頁

民訴法16条2項の規定は、簡易裁判所が少額軽微な民事訴訟について簡易な手続により迅速に紛争を解決することを特色とする裁判所であり（裁判所法33条、民訴法270条参照）、簡易裁判所判事の任命資格が判事のそれよりも緩やかである（裁判所法42条、44条、45条）ことなどを考慮して、地方裁判所において審理及び裁判を受けるという当事者の利益を重視し、地方裁判所に提起された訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属するものであっても、地方裁判所が当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理及び裁判が相当と判断したときはその判断を尊重する趣旨に基づくもので、自庁処理の相当性の判断は地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。

第３　司法委員による和解協議

１　司法委員の関与

簡易裁判所では、裁判官は、「必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる」（民訴法279条）とされている。

司法委員は、民間人で専門的な知識と豊かな社会経験を持った人が選任されており、健全な良識と感覚を裁判に反映し、適正妥当な紛争解決に導く役割が期待されている（簡裁判決研究29頁等）。

司法委員は、早くから事件の終局まで審理に関与する場合（事件指定方式）と、和解勧告があった期日に、指定された事件の和解補助だけをする場合（開廷日立会方式）がある。

交通事故訴訟では、事件指定方式により、その裁判実務に通じた弁護士や技術アジャスター、保険業務経験者、元簡易裁判所判事、元裁判所書記官等の専門家司法委員が指定されている。法廷では、通常、裁判官の隣に座り、その面前に「司法委員」との標識が置かれている。和解協議は、法廷から移動し別室（非公開）で行われる。

和解協議の具体的な進行は、司法委員に一任されており、裁判所の規模や慣行により、また、裁判官の訴訟観や個性、事件審理の方針を反映し、あるいは司法委員の経験や考え方、交渉力等により、必ずしも皆一様の手続、方法によるわけではないが、大まかに言えば、以下のような方法と手順で行われる。ここでは、主として司法委員が行う場合の説明になるが、司法委員が確保できない場合には裁判官が1人で対応することになる。

２　司法委員の立ち位置

司法委員が和解協議に臨む場合、通常、事前に裁判官から、事案の概要や争点、事件の見方、法律上の問題点、その時点の心証等を聴いて、大まかな和解の方針とポイント、進行方法について打合せが行われる。

これを「評議」と呼ぶ見解もあるが（簡裁判決研究32頁、簡裁マニュアル179頁など。なお、法令用語として、「評議」は、調停委員会（民事調停規則19条）、労働審判委員会（労働審判法12条1項）のように過半数の評決が予定される判断機関に用いられている。）、司法委員は、民事調停委員や労働審判員のように委員会のメンバー（判断者）として評決に加わる者ではないので、ここでは「打合せ」と呼ぶことにする。

司法委員の基本的な役割は、和解勧試の補助と意見（知見）の提供（意見聴取）であり、独立して裁判官を補佐する立場にあると考えられる（注釈民訴法1461頁・第8章「簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」（川嶋四郎））。司法委員は、審理に立ち会って意見を述べることもできる（民訴法279条）のであるから、主体的、積極的な参画が求められている。証拠調べの結果で裁判官の心証と異なる部分があれば、遠慮なく反対の意見を述べることもできる。ただし、裁判官は、この意見に拘束されない。裁判官は、「その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」（憲法76条3項）。

司法委員が述べる意見の具体的な内容としては、事件の見方、証人・当事者本人尋問のポイント、尋問結果の評価、経験則や良識、専門的知見による事実の評価、因果関係の存否、相当な過失相殺の割合、損害賠償額の見方等が考えられる（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅴ』（日本評論社・2012年）378頁、注釈民訴法1459頁）。ただし、この意見は、通常、法廷で当事者に向かって言うことは想定されていない。

コラム　たかが物損、されど物損

交通事故は、それまで何の関わりもなかった者同士間で、通りすがりに、偶然、一瞬で起こしてしまった事故である。

しかし、その後の対応をめぐって、抜き差しならない争いに発展してしまうことがある。事故後示談交渉が行われることが多いが、そこで示談が成立しなかった事件が訴訟になってくる。物損の少額の訴訟であれば簡単かというと、互いに被害者意識を持っていることが多く、逆に解決が難しい面もある。

訴訟の和解協議では、訴状や答弁書には書かれていない言い分と訴訟にかける情念が見えてくる場合がある。自分は悪くない、相手の言うことが間違っている、事故現場のあの一言が許せない、後になって逆のことを言うのはおかしい、請求が高額すぎる、その後何の連絡もなく誠意がなさすぎる等々。相手に対する不満と不信、憎悪心と対抗心、意地が、事件の背後に見え隠れする。そこで、権利のために徹底的に判決を求めて闘うかというと、そうでもなさそうである。

物損だけの交通事故訴訟は、起きてしまった過去の出来事の後処理（清算処理）の問題にすぎない。

イェーリングは、その著『権利のための闘争』（1872年刊）の中で、「自己の権利の蹂躙は自己の人格に対する攻撃であり、権利のための闘争は、権利者自身に対するのみならず国家・社会に対する義務である」とまで唱えた。しかし、物の損壊に関しては、国家・社会に関わる人格問題ならばともかく、「ここで取り上げられているのは物の価値にすぎないのであって、かれが勝訴の場合の利得と費用・労力、それに敗訴の可能性を衡量した上で訴訟を起

こすか起こさないか、はたまた和解の途をとるかを決めるのは、全く正当と言うほかはない。和解というものは、当事者双方のこうした確率計算の結果がたまたま一致したときに成立するものであり、そのような前提の下では、紛争解決のための許されている方法、それどころか最も正しい方法なのである。」（イェーリング（村上淳一訳）『権利のための闘争』（岩波文庫・1982年）53頁）と書いている。

交通事故訴訟では、通常、弁護士費用特約により弁護士費用の負担はかからないが、事故態様や過失割合を強く争う当事者の意向、あるいは損害賠償に保険を使えば翌年度の保険料割増になることを嫌う当事者の思惑等、様々な事情により、請求金額5万円程度の軽微な物損事故でも、主張書面が交わされて5、6回も法廷が開かれる場合もある。

当事者の中には、事故原因に対する不満だけ述べて、後は弁護士任せで連絡が取れない人、意地でも争うと言って弁護士作成の準備書面に無理な注文を付ける人、依頼者の意向どおり実現するのが代理人の役目だろうとすごむ人等、弁護士泣かせの当事者もいるようである。

他方、弁護士の中には、そうした依頼者の強い意向を反映してか、通りそうもない無理スジの主張や人格攻撃めいた言葉を連ねた準備書面を提出してくる事件もあると聞く。また、中には、後日のトラブルを回避するため、和解成立前に、依頼者に和解条項の書面を示し、同意する旨の署名を得ているという話も聞いたことがある。依頼者の自己決定権と意思確認が重視される時代になって、弁護士の当事者対応もなかなか大変なことと推察される。

昭和40年代に東京地方裁判所交通部で、今日ある過失割合の認定基準の大元を作成し公表した碩学の倉田卓次裁判官は、「東京

地裁交通部の和解中心主義とその功罪」と題する論考（判例タイムズ212号（1967年）204頁）を執筆し、その最後を「訴訟の目的は、判決ではない、紛争の解決なのである。」と締めくくっている。

間に入って和解を勧める者は、客観的な事実はどうなのか、算定基準によればどうか、証拠と社会通念に従えばどう考えるべきか、互いに譲歩して早期解決はできないものだろうかなどと、いろいろな観点から話をする。裁判官の意向と方針を踏まえて和解を勧め、あるいは調整する。当事者双方が穏やかに譲歩・納得できる和解が導き出せないか…と。和解協議の出席者は双方代理人のみで、背後の事情や当事者本人の顔が見えない中で和解解決の模索と調整が続く。

当事者本人との対面和解を重ねてきた筆者は、この裁判で、当事者本人は何を望んでいるのだろうか、本人から真実の声を直接聞きたいと思うこともある。

論語に「君子は貞にして諒ならず」とある。教養のある人格者は、大義（より大きな正しさ）は大切にするが、細かい正しさにはこだわらない。小義を捨て大義をとる。

今の時代、こういう話は説得力がなくなっている。今、目の前の交通事故訴訟では、金銭賠償主義の制度の下で、「論語より算盤（そろばん）」の時代になっている。

新日本法規